# 安全未来特定認定再生医療等委員会

# 議事録要旨

第12回 第3部

# 安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第12回 第3部

2018年1月23日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・ 判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

#### 【議題】

アヴェニューセルクリニック 「間葉系幹細胞によるリンパ浮腫治療」

### 第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時:平成30年1月23日(火曜日)19:30~19:40

開催場所:東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出 席 者:佐藤委員、内田委員、高橋委員、角田委員、井上委員、菅原委員、奥田委員、 中村委員

欠 席 者: 糸井委員、三島委員、倉田委員

申請者:医院長 医師 井上 啓太

申請施設からの参加者:井上 啓太先生 辻 晋作先生

陪席者:(事務局)坂口雄治 坂口千恵、木下祐子

3 配付資料

資料受領日時 平成30年1月10日

(本審査資料)

再生医療提供計画「審査項目: 間葉系幹細胞によるリンパ浮腫治療」

(事前配布資料)

- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- 特定細胞加工物概要書

• 特定細胞加工物標準書

#### (会議資料)

- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- 特定細胞加工物概要書
- 特定細胞加工物標準書
- 変更事項 詳細

#### 第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年九月二十六日厚生労働 省令第百十号)第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

- 一 過半数の委員が出席していること。
- 二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。
- 三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。
- イ 第四十四条第二号に掲げる者
- ロ 第四十四条第四号に掲げる者
- ハ 第四十四条第五号又は第六号に掲げる者
- ニ 第四十四条第八号に掲げる者
- ホ 技術専門委員(審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をい
- う。以下同じ。)(第四十四条第二号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾 患等に対する専門知識を有する場合には、当該者)
- 四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。)と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて 条件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者の紹介をした。

前回専門技術員として参加いただいた平田晶子技術専門委員の意見書の紹介をした。 続いて、申請者に各委員の紹介をした。

- 2 井上委員から事務局の坂口雄治に今回の申請の経緯について説明を依頼した。
- 3 委員長から随時疑問点があれば挙手にて質問し、確認を求めて進めて行き、個別の質問には 井上先生・辻先生が答える形式で進めるように説明があった。
- 4 委員長菅原委員が進行をする事とした。

# 第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

#### <間葉系幹細胞によるリンパ浮腫治療>

#### 1. 今回の審査の経緯

12月26日に当委員会として審査を行い【承認】としました。しかし、厚生局に提出する前に、提供医院より審査書類補正の依頼があった。今回は従前の審査の確認とともに補正対象の審査を行った。

#### 2. 補正内容

- (1) 【差替書類】は、
  - ①\_04\_詳細\_アヴェニューセルクリニック (P13 下から4行~
  - ①\_08\_概要書\_アヴェニュールクリニック (P17 上から8行目~
  - ①\_09\_標準書\_アヴェニューセルクリニック (P12 上から 20 行目~

以上の3資料となり、差し替え内容は3資料とも共通です。

### (2) 補正前

『これで最終加工物が完成する。

- ・セルカウントを行う。死細胞数、全細胞数を計測し、生細胞数を計算する。
- ・最終加工物をソルデム2(200ml)に清潔操作で充填する。

総培養期間は1ヵ月以内とする。』

#### (3) 補正後

- 『・セルカウントを行う。死細胞数、全細胞数を計測し、生細胞数を計算する。
  - ・270G、3分間で遠心分離する。
  - ・生理食塩水 4ml 及び血清 1ml を加えピペッティングを行う。

これで最終加工物が完成する。

これをテルモシリンジ 5ml (ロック付) に充填する。

総培養期間は1ヵ月以内とする。』

上記の補正内容について委員会で審議し、あらためて、厚労省の再生医療提供基準チェックリストについてもすべてが満たされたことを再度確認して、議事を閉会した。この間、委員の構成に変更はなかった。

# 第4 判定

アヴェニューセルクリニック

「間葉系幹細胞によるリンパ浮腫治療」について検討

- 各委員の意見
  - (1) 承認 8名
  - (2) 条件付き承認 0名
  - (3) 非承認 0名

# 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上